

公共事業 再評価答申結果一覧表

番号	課 名	事 業 名	路 線 名 等	箇 所 名	事 業 計 画				再 評 価 結 果							再評価 の要件	答申結果	
					着手 年度	完了 予定 年度	主な事業内容	総事業費 (百万円)	(1)事業進捗状況			(2)社会経済情勢			総合評価 (対応方針案)			
									進捗 状況	計画 変更		社会 経済	評価 指標	自然 環境				
農林水産部																		
1	農村建設課	経営体育成基盤整備事業		小猪岡	H28	R12	区画整理 74.5ha	3,198	BB	b	b	A	a	b	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
2	農村建設課	経営体育成基盤整備事業		清田	H28	R10	区画整理 60.2ha	2,526	BB	b	b	A	a	b	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
3	農村建設課	農道整備事業		袋主	H23	R11	農道整備 計画幅員 W=4.0(5.0)m、 L=4,680m	1,675	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
4	森林保全課	林道整備事業	朴館線	一戸町	H28	R9	林道開設 計画幅員 W=3.0(4.0)m、 L=6,135m (今回開設 2,835m)	520	BB	b	b	A	a	b	a	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
5	森林保全課	林道整備事業	畑福線	葛巻町	H18	R12	林道開設 計画幅員 W=3.0(4.0)m、 L=12,800m	2,300	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

県土整備部

6	道路建設課	地域連携道路整備事業 （ネットワーク形成型）	一般国道340号	和井内～ 押角	R2	R12	道路改築 L=1,700m 計画幅員 W=6.0（9.5）m	2,800	BB	b	b	B	a	c	a	要検討 （事業継続）	⑤	「要検討（事業継続）」とした県の評価は妥当と認められる。 ただし、防災や地域間交流の面で重要な路線であり、費用便益比（B/C）は低いものの、整備の緊急性が特に高いと認められることから、早期の効果発現に向けて事業を推進すること。
7	河川課	広域河川改修事業	一級河川北上川水系千厩川	千厩川 （上流）	H8	R18	河川改修 L=6,800m 築堤工 L=12,000m 掘削工 V=208,200㎡ 護岸工 A=12,511㎡	3,510	BB	b	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
8	河川課	総合流域防災事業（河川）	一級河川北上川水系広瀬川	向田	H3	R15	河川改修 L=5,600m 築堤工 L=11,200m 掘削工 V=320,000㎡ 護岸工 A=77,800㎡	4,784	A	a	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
9	河川課	治水施設整備事業	一級河川北上川水系砂鉄川・曾慶川	流矢ほか	H28	R16	河川改修 L=1,600m 築堤工 V=105,400㎡ 掘削工 V=687,100㎡ 護岸工 A=59,800㎡	947	BB	b	b	A	a	a	b	事業継続	②	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
10	河川課	治水施設整備事業	一級河川北上川水系本郷川	鬼柳町 鷹鳥羽	H21	R12	河川改修 L=400m 築堤工 L=400m 護岸工 L=400m	290	BB	b	b	A	a	a	b	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。
11	河川課	治水施設整備事業	一級河川馬淵川水系安比川	浅沢	H13	R13	河川改修 L=3,800m 築堤工 V=22,800㎡ 掘削工 V=54,900㎡ 護岸工 A=15,200㎡	1,083	A	a	b	AA	a	a	a	事業継続	③	「事業継続」とした県の評価は妥当と認められる。

注 1）「再評価結果」欄は、再評価調査による中項目評価、大項目評価及び総合評価の結果を記載しております。

注 2）「再評価の要件」欄は、当該事業が該当する再評価の要件を下記の区分により記載しております。

- ① 事業に着手した年度から起算して5年度内に未着工の事業
- ② 事業に着手した年度から起算して10年度内に完了が見込まれない事業
- ③ 再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度又は10年度内に完了する見込みがない事業（再々評価）
- ④ 事業の準備又は実施計画に係る調査に要する費用が予算に計上された年度から起算して5年度内に事業に着手する見込みがない事業（高規格道路及びダム事業に限る）
- ⑤ 社会経済情勢の急激な変化、事業計画の重要な変更等により、再評価を実施する必要があると判断した事業（随時再評価）
- ⑥ 国の補助に係る事業の評価に関して国から別に指針等が示された場合で、当該指針等に従って評価を実施する必要があると判断した事業（随時再評価）